

事務所だより H23年7月号

今月も宜しくお願い致します。

安藤社会保険労務士事務所

こんにちは。いつも大変お世話になっております。6月は梅雨の合間に猛暑日が続き、照りつける日差しにこれからまた昨年のような暑い夏が来るかと思うと少々気分が滅入ってしまいました。今年は節電の影響で、いろいろな工夫が求められています。エアコンの使用を控えすぎて、体調を壊すことのないよう職場としての配慮も必要となります。

これから本格的な暑さになりますが、私もなんとか頑張っけて乗り切りたいと思っています。それでは今月もどうぞよろしくお願い致します。

安藤



○通勤経路から外れる通勤災害について

労働災害の中の通勤災害は、『会社と自宅の行き来の中に起こった事故』です。では、通勤中・帰宅中にいつもの経路から外れた場合や所用でコンビニに立ち寄ったなどの場合はどうなるのでしょうか。

毎日の生活の上で、全くどこにも寄らずに必ず自宅へ帰るということは日常生活上では考えづらいところです。帰宅途中に夕飯の買い物をするためにスーパーに寄ったり、喉がかわいたためにコンビニエンスストアに寄ったりというのはあって当たり前の行為です。

また、お子さんを保育園に預けている方は保育園に寄ってから出社・帰宅をされることもあるかと思えます。これらの場合は、日常

生活上必要な行為で最小限度のものであるとみなされ、通勤災害の対象となります。

ただし、『美容院での散髪中』や、『スーパーでの買い物中』はもちろん、散髪や買い物等の後にいつもの通勤路に戻らなければ通勤災害の対象にはなりません。労働災害保険法では、それが日常生活上必要な行為で最小限度のものである場合「逸脱・中断の間を除き、この限りでない」とされているからです。

では、入院している親や子の世話をを行うために病院に立ち寄る場合は、どうなるのでしょうか。その行為が家族の衣、食、保険、衛生、教養のための行為であれば、『日用品の購入その他これに準ずる行為』に該当し、通勤災害の対象となります。

ただ、前述のように経路の逸脱・中断の間は対象とはなりませんし、あまりにも著しい逸脱・中断だと対象外となる場合が多いようです。

毎日の通勤、どうぞお気をつけて下さい。

不明点等ありましたら、お気軽にご相談下さい。

草場

○社員による「ソーシャルメディア」利用への対応

◆急増するソーシャルメディア利用者

「ソーシャルメディア」と呼ばれているツイッターやフェイスブックなどは、手軽に多くの人と情報をやり取りすることができます。

ネット上で気軽に情報を共有できるソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用者が急増しています。



安藤社会保険労務士事務所

社員が、不特定多数の人が見ることを意識しないまま、不用意に仕事関連の情報を書き込むことで問題が生じることが多くなることが懸念されます。

しかし、会社として、社員の個人的なソーシャルメディア利用を全面的に禁止することは難しいでしょう。



業務や内情が流出するリスクが高くなってしまいます。

入社した時の誓約書に記載したり、社内の会議のときなどに年に数回でも社員に注意を促したりすることが必要でしょう。

平山

◆ガイドライン等の整備でリスクを回避

SNS利用者が急増するなか、社員の個人的な書込みについて、企業が具体的なガイドラインを策定する動きが広がっています。

会社としては、利用自体を禁止できないとしても、不用意な書込みにより「情報漏洩」や「名誉棄損」などで社員や企業が訴えられる危険性もあるため、トラブルになってしまう前にガイドラインや社内規定を整備することが有効です。

この場合、「自社にとっての営業秘密は何か」などの基準を明確に示し、役員・正社員からパート・アルバイトまでに徹底することが求められます。

◆会社の具体的な対応策は

例えば、ソーシャルメディアの「利用マニュアル」を用意し、ネット上に掲載してはいけない文例を数多く提示している企業や、従来の法令遵守の行動規範に加え、例えば「会社の公式見解のように書いてはいけない」といった事項を明記し、「会社にダメージを与えた場合は懲戒対象となることもある」と定める企業もあるようです。ブログやプロフ、ネット上の書き込みなどについても、同様の対応が必要でしょう。

いずれにしても会社が何も注意しないままの状態では、社員の意識も低くなり、会社の



〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町3-13-3

第2ヒロタビル4階

安藤社会保険労務士事務所

TEL03-6206-2320 FAX03-6206-2321

e-mail ando@ando-sr.jp

どうぞお気軽にお問い合わせ下さい